

保護者のみなさまへ

富士市教育委員会
学務課

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯への就学援助について

富士市では、経済的な理由などから子どもの義務教育に支障があると認められる保護者に対して、学用品費・給食費・医療費などを援助しています。

この度の新型コロナウイルス感染症により休業、離職、会社の倒産、売上の減少など収入が減少し、家計に急激な変化があった場合、世帯状況によって認定になることがあります。申請をご希望の方は、就学している小・中学校にご相談ください。

通常は過去の所得額をもとに審査を行いますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変した場合には現在の状況を加味して審査を行います。

審査の際に、必要に応じて、現在の収入状況が客観的にわかる資料（例：給与明細や離職票 など）の提出をお願いすることがありますので、ご承知をお願いします。

援助を希望される方は、直接学校へ申し出てください。

また、就学援助は随時受付を行っておりますので、年度の途中で困窮の事情が発生したときは、学校に申し出てください。

ご不明なことがありましたら、就学している小・中学校または学務課へお問い合わせください。

学務課学事担当
TEL 55-2868